

西米良村簡易水道事業及び下水道事業  
公営企業会計移行支援業務委託

プロポーザル実施要領

西米良村建設課

## 1. 業務の目的

西米良村では、「公営企業会計の適用の更なる推進について」（平成31年1月総務大臣通知）等を受け、西米良村簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）を適用するにあたり、法適用への移行に必要な基礎調査、固定資産整理および評価、移行事務支援、企業会計システム構築その他移行において必要となる業務支援を行うことを目的とする。

## 2. 業務の概要

- (1) 業務名 西米良村簡易水道事業及び下水道事業公営企業会計移行支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和6年3月31日まで
- (4) 契約方法 公募型プロポーザルによる随意契約
- (5) 予算額 総額61,394千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ただし、各事業及び年度の限度額は以下のとおりとし、継続費を設定済であることに留意すること。

### 【簡易水道事業】

令和3年度 9,020千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和4年度 11,325千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和5年度 15,049千円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 【下水道事業】

令和3年度 5,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和4年度 9,268千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和5年度 11,232千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3. 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。
- ③ 国税、地方税の未納がないこと。
- ④ 地方公営企業法の適用に関する業務経験及び専門的知識を有する者を本業務遂行のため従事させることができること。
- ⑤ 直近3ヶ年に、地方公共団体が発注した公営企業会計移行支援業務（固定資産整理及び評価、法適用移行事務支援、公営企業会計システム構築）のすべての対

象業務を元請として一括して受注した実績を九州管内において10件以上有していること。

- ⑥ 宮崎県内において公営企業会計システムの導入実績を有していること。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、又は同条第6号に規定する暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- ⑧ JISQ27001（情報セキュリティマネジメント）の承認又はJISQ15001（プライバシーマーク）の認証を取得している者であること。

#### 4. 実施スケジュール

実施内容	期間等
質問書受付期間	令和3年8月2日（月）～8月6日（金）
質問への回答期限	令和3年8月12日（火）
参加表明書等受付期間	令和3年8月10日（火）～8月13日（金）17時必着
企画提案書等提出期間	令和3年8月16日（月）～8月23日（月）17時必着
審査会開催（プレゼンテーション）	令和3年8月下旬 ※別途通知
審査結果通知	令和3年8月下旬
契約締結	令和3年8月下旬

#### 5. 実施要領等の配布期間

- (1) 配布期間 令和3年8月2日（月）から8月6日（金）まで
- (2) 配布方法 西米良村ホームページよりダウンロードすること。

#### 6. 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和3年8月2日（月）から8月6日（金）17時まで
- (2) 提出先 西米良村役場建設課 担当：中武
- (3) 質問方法 質問書（様式第6号）をメールにて送信（送信後確認の連絡を行うこと。） E-mail:kensetsu@vill.nishimera.lg.jp
- (4) 回答方法 令和3年8月12日（火）までに、西米良村ホームページに掲載する。
- (5) その他 回答事項は本実施要領の追加または修正と見なす。

#### 7. 参加表明書等の提出期間、場所及び方法

- (1) 提出期間 令和3年8月10日（火）～8月13日（金）17時必着
- (2) 提出先 〒881-1411宮崎県児湯郡西米良村大字村所15 西米良村役場建設課
- (3) 提出方法 直接又は郵送
- (4) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第1号） 1部
- ② 事業者概要書（様式第3号） 1部
- ③ 同種業務実績調書（様式第4号） 1部  
平成27年度以降に受注した実績を記入すること。また、同種業務を履行した（又は履行中）ことを証する書類（契約書の写し等）を添付すること。
- ④ 再委託調書（様式第5号） 1部  
本業務の一部について提案者以外の外部事業者等の協力を受ける場合は、その業務内容及び協力依頼先の概要についても簡潔に記載すること。
- ⑤ JISQ27001（情報セキュリティマネジメント）の承認又はJISQ15001（プライバシーマーク）の認証を証明できる証書の写し 1部

#### 8. 企画提案書等の提出期間、場所及び方法

- (1) 提出期間 令和3年8月16日（月）から8月23日（月）17時必着
- (2) 提出場所 前記7.（2）に同じ。
- (3) 提出方法 直接又は郵送
- (4) 提出書類
  - ① 企画提案書鑑（様式第2号）
  - ② 企画提案書（25ページ以内）（任意様式A4判）
  - ③ 業務工程表（任意様式A3判使用可）  
作業内容、役割分担等を明確に記載すること。
  - ④ 見積書（任意様式A4判）  
上記、企画提案書で提案した事項に関する見積書を作成すること。なお、見積金額は税抜きで表示するものとし、事業及び実施年度ごとの見積金額並びに費用内訳が確認できるよう明示すること。
- (5) 提出部数  
正本1部、副本3部を提出すること。なお、見積書原本は正本に添付し、副本には写しを添付すること。
- (6) 辞退  
参加表明書提出後、辞退を希望する場合は速やかに参加辞退届（様式第7号）を提出すること。

#### 9. 企画提案書等に関する留意事項

- (1) 企画提案書等の提出期限後における書類の追加、修正及び再提出には応じない。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書等の作成及び提出等に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

## 10. 審査

### (1) 審査方法

西米良村職員で組織する西米良村簡易水道事業及び下水道事業公営企業会計移行支援業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）により審査を行い、受託候補者を選定する。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

- ① プレゼンテーション等の日時及び場所等については、後日事業者別に別途書面で通知する。
- ② プレゼンテーションの内容は事前に提出した企画提案書に基づくものでなければならない。なお、プレゼンテーションの内容が企画提案書と異なる場合は失格又は減点となる場合があるので留意すること。
- ③ 当日の出席者は、5人以内とし、説明は業務担当者が行うこと。
- ④ ヒアリングの時間は、準備・片付け、説明、質疑応答を含めて1社あたり50分（説明40分、質疑応答10分）以内とする。
- ⑤ プレゼンテーションに必要なプロジェクタ及スクリーンは村が用意する。その他必要な機材は提案者にて準備すること。

### (2) 選定結果

- ① 選定結果については、郵送により通知する。
- ② 各審査項目の点数及び評価値は公表しない。
- ③ 選定結果に対する異議申し立ては出来ない。

## 11. 審査・評価基準

審査基準及び評価の視点は以下のとおりとする。

採点箇所	主な評価の視点
事業者概要書（様式第3号）	地域精通性（事業所の所在）
同種業務実績調書（様式第4号）	同種業務実績
企画提案書（任意様式）	本業務に対する理解度
	業務実施体制の妥当性
	固定資産整理・評価方法の妥当性
	法適用移行支援事務方法の妥当性
	企業会計システム内容の妥当性
仕様書記載の内容に対する妥当性	
業務工程表（任意様式）	工程計画及び事業者と村の役割分担の妥当性
プレゼンテーション	コミュニケーション能力、説明力、本業務への理解度等
見積書（任意様式）	見積金額の妥当性

## 12. 失格条項等

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 参加資格を有していないことが判明した場合
- (5) その他委員会が失格とすることが適当と認めた場合

## 13. 契約手続

村は、審査委員会の前記10. による選定結果を踏まえ、受託候補者に選定された事業者と契約の交渉（提案書等の修正協議を含む。）を行う。辞退その他の理由で交渉がまとまらない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

また、応募者が1者であった場合は、企画提案審査の評価点の点数が満点の60%以上であれば、受託候補者として契約交渉を行う。

## 14. 問い合わせ先

〒881-1411 宮崎県児湯郡西米良村大字村所15

西米良村役場建設課 担当：中武

TEL:0983-36-1111（代表） FAX:0983-36-1207

E-mail: kensetsu@vill.nishimera.lg.jp